

令和5年3月13日	資料3
第11回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会	

「新たな提供形式」のデータ提供に向けて（案）

厚生労働省老健局老人保健課

目次

1. 前回までの議論のまとめ
2. 前回の専門委員会での主な意見
3. ガイドラインの改定方針(案)
4. 現行のガイドラインの契約違反への対応の改定方針(案)
5. 誓約書の改定方針(案)
6. 利用規約の改定方針(案)
7. 「データ追加」に関するガイドラインの改定方針(案)
8. 「研究成果等の公表」に関するガイドラインの改定方針(案)
9. 「提供申出手続」に関するガイドラインの改定方針(案)
10. 「審査基準」に関するガイドラインの改定方針(案)
11. 「用語の定義」に関するガイドラインの改定方針(案)
12. 定型データセットの提供スケジュール(案)

1. 前回までの議論のまとめ

- 前々回の専門委員会における議論の結果、介護情報の利活用を推進する観点から、増加する申出件数に対応し、迅速なデータ提供を行うために、特別抽出、集計表情報又はサンプリングデータセットに加え、特別抽出のデータと同等の情報量を有する、全項目・全レコードの情報が格納された「定型データセット」を整備し、ガイドライン等の改定内容を検討する方針となった。
- 前回の専門委員会では、「定型データセット」の整備に当たって、「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」の規定の運用について、提供したデータの目的外利用を防ぐ観点から、申出をしていないデータ項目を用いた分析結果の公表について契約違反と位置づけ、契約違反に該当した場合には現行のガイドラインに規定されている内容を適用する方針を議論した。
- 「公表しなければ、申出をしていない項目を分析してよいか」について論点となり、認める場合には、申出されていないデータ項目を用いた場合のリスクを考慮した審査が必要となるため、従来の審査とは異なる観点で申出内容を確認する必要があるとの意見が挙がり、契約違反に該当する場合の条件を見直すこととなった。
- 申出をしていない項目を利用する場合には、変更申出をいただき、当初の申出の研究内容と比べて大きな影響が無い場合には変更を認める方針に決まった。

2. 前回の専門委員会での主な意見

(契約違反に該当する条件について)

- 現行の案では、申出されていない項目を使った分析を公表した場合となっているが、公表しなければ分析結果を内部利用してよいか。契約違反に目的以外に利用した場合を含めることが必要ではないか。
- NDBとの連結申出の利用を想定して、ガイドライン上の記載を整合させる必要があるのではないか。

(契約違反への対応について)

- 契約違反への対応は、既に現行のガイドラインでも記載されている。
- 契約に違反した場合、理由を書面で提出する案が書かれているが、理由だけではなく再発予防策も提出させることがよいのではないか。

(申出書類上での対応・申出時の対応について)

- 事前に想定される利用内容をすべて含んだ計画を作成いただき、申出書類の中に書いていただく必要がある。途中で分析対象が変わることはできるだけ避けるようにすべきである。
- 分析対象が変わる場合には、状況を把握するため、報告いただきたい。

2. 前回の専門委員会での主な意見

(申出をしていない項目を利用する場合の変更申出について)

- データの中身を確認後、研究に必要なデータ項目が他にあることに気づいた場合には、変更申出を簡易な手続で通せるようにしてもらいたい。年4回の審査を待てず、契約違反をしてしまう可能性が考えられる。
- 使用する変数にほとんど変わることがない場合であっても、当初の申請で含まれていなかった変数を追加をする場合には変更申請をしていただいて、大きな影響がないようであれば承認するという手続を通してから分析を進めていただくことが非常に重要である。

(契約違反に関する周知について)

- 契約違反への対応は既に現行のガイドラインでも記載されているが、申出時に認識していない可能性がある。申出時に確認したことを回答する記入欄を設けてはどうか。

(定型データセットの再利用について)

- 利用中に、次回の利用に関して申出をして承諾された場合、現在のデータ利用が終了してから、新しいデータの利用が始まることが想定されているが、現在のデータを利用中でも承諾を受けた時点から新しいデータを利用できるようにしてほしい。

3. ガイドラインの改定方針（案）

（契約違反に該当する条件の追加について）

- 現行のガイドラインに記載されている、「承諾された利用目的以外の利用を行った」の意味に、「提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合」を含める。
 - ガイドライン、誓約書（様式5）・利用規約の記載を見直す。

（契約違反への対応について）

- 契約違反への対応については、現行のガイドラインにおいて、不適切利用に関する規定が定められている。
 - 契約違反への対応については、現行のガイドラインの規定を適用する。

（契約違反を確認する方法について）

- 「定型データセット」の提供を受けた場合には、公表物確認の依頼時に、利用した項目と研究対象集団を確認できる資料を提出いただき、初回申出や変更申出の内容との整合性を確認する。
 - 利用した項目一覧として、別添8を提出いただく。変更があった場合に赤字で追記いただく。
 - 提供データを研究対象データに絞り込んだ際の条件を説明する定型の様式を提出いただく。変更があった場合には下線で追記いただく。

3. ガイドラインの改定方針（案）

（「定型データセット」に関する内容について）

- 特別抽出や集計表情報、サンプリングデータセットと併記して、「定型データセット」の定義を記載する。
- 「定型データセット」は特別抽出と同様の運用管理を求めると、通常の運用管理規程とは別に、「定型データセットの管理規程」を提出いただくことを記載する。
 - 「定型データセットの管理規程」には申出ていない項目や集団の利用を防ぐための方策を書いていただく。
 - 事務局が準備する管理規程の様式（ひな形）内に、対策パターンを例示する。
 - パターン1: 申出対象集団・対象項目に絞り込んだ分析用DBを作成し、取扱者には分析用DBを利用していただく。
 - パターン2: 申し出ていない項目にフラグを立てて、取扱者が利用の際に区別できるようにする。
 - 事務局が準備する管理規程の様式（ひな形）内に、あらかじめ定型データセットの変更申出を行う場合のタイムラインを記載する。

3. ガイドラインの改定方針（案）

（データ項目の追加について）

- 「定型データセット」に限らず、利用項目や対象集団の追加に関する変更申出の審査については、委員長判断により、委員長決裁または専門委員会（合同委員会）の書面開催でもよいこととする。また、当変更が承諾された場合、専門委員会（合同委員会）後、通知書決裁前に申出者に内示を伝え、内示後に利用を開始してよいこととする。
- 利用する項目や集団を追加した場合、変更の承諾を得ていることを公表の必須要件とする。
- 変更の承諾前に、承諾されていない項目や集団を利用した場合の救済措置として、公表する前までに変更申出を行うことで、契約違反に対する措置を免除または軽減することについて審査を行うことができるものとする。

3. ガイドラインの改定方針（案）

（提供データの再利用について）

- 提供データの再利用については、複数のパターンが想定され、それぞれのパターンに対して、承諾の基準を整理する必要があるため、今回のガイドラインには再利用に関しては記載せず、次回以降の専門委員会にて審議を行う。

（研究内容に鑑みて「最小限」と記載されている箇所について）

- ガイドラインにおいては、提供申出をする匿名要介護情報等は研究内容に鑑みて「最小限」と記載されている。全ての項目を提供することとなるため、提供範囲は「最小限」とはならないが、利用する項目は「別添8」に明記していただくことで利用範囲を「最小限」としていただく。
 - データの範囲が「最小限」と記載されている箇所は変更しない。

4. 現行のガイドラインの契約違反への対応の改定方針（案）

- 現行のガイドラインにおいて、すでに目的外利用に関する契約違反への対応が記載されている。契約違反に該当する条件を改定し、申出ていない項目や集団を分析した場合に該当するようにする。
- 申出よりも広い範囲のデータを提供する場合を想定して、次のように追記してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定（追記）箇所）

第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応

1 法における罰則

利用者および取扱者は、法第 118 条の6及び法第 118 条の7の規定に基づき、安全管理措置義務及び不当利用等の禁止が課されており、これらに違反した者に対する法第 118 条の9の規定に基づく是正命令等に違反した者及び法第 118 条の8の規定に基づく厚生労働大臣による報告の求め等に対し、適切な対応を行わない者は、法第 205 条の3及び法第 206 条の2第4号の規定により罰則が科されることとなる。

2 契約違反

(1) 違反内容

厚生労働省は、利用者および取扱者が、次に掲げる法令の規定又は契約に違反する行為を行った場合には、その内容に応じて、専門委員会の意見を踏まえた上で対応するものとする。

…(略)…

- ⑥ 承諾された利用目的以外の利用を行った（あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む）、又、それにより不当な利益を得た。
- ⑦ 公表物確認の承認を得ずに匿名要介護認定情報等（中間生成物及び最終生成物を含む）を取扱者以外に閲覧させた。
- ⑧ その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

4. 現行のガイドラインの契約違反への対応の改定方針（案）

- 契約違反に該当した場合の対応内容については、すでにガイドラインに定められている。
- 申出よりも広い範囲のデータを提供する場合を想定して、次のように追記してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定（追記）箇所）

第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応

2 契約違反

(2) 対応内容

…(略)…

vi) あらかじめ申出た利用目的以外で匿名要介護認定情報等の利用を行った場合（あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む）

利用者および取扱者に対して、原則として1か月～12か月の利用停止及び提供禁止とする。

ただし、事態の重さにより無期限の利用停止及び提供禁止とする。

また、当該不適切な利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用規約に基づき、利用者及び取扱者は、その利益相当額を国に支払うことを約することとする。

…(略)…

viii) その他の場合

その他の法令違反、契約違反又は国民の信頼を損なう行為を行った利用者及び取扱者に対しては、上記 i) から vii) 等を参考として、所要の措置を講ずるものとする。また、同期間は他の匿名要介護認定情報等の提供についても行わないものとする。

参考：介護保険法（平成9年法律第123号）

第一百八条の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第一百八条の七 匿名介護保険等関連情報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であった者は、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第一百八条の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者
- 二 第一百八条の九の規定による命令に違反した者

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三(略)

- 四 第一百八条の八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5. 誓約書の改定方針（案）

- 次の事項を追記する。
 - 提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施しないこと。

様式5 匿名要介護認定情報等の利用に関する誓約書

私は、●●（匿名要介護認定情報等の提供を承諾された研究の名称）のため匿名要介護認定情報等を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 匿名要介護認定情報等の提供に関する利用規約（以下「本規約」という。）に同意し、自らの立場に応じて同規約における提供申出者又は取扱者の義務を負担すること。
- 2 提供された匿名要介護認定情報等を匿名要介護認定情報等の提供に関する申出書（以下「提供申出書」という）に記載した目的以外に利用しないこと（あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む）。また、取扱者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
- 3 提供された匿名要介護認定情報等は、申出書記載のとおり厳重に管理し、漏洩、紛失等のないようにすること。
- 4 貴省の承認がない限り、提供された匿名要介護認定情報等をオリジナルのファイルとは別に、保有する記憶装置（コンピュータ内蔵の記憶媒体、外付けの外部記憶装置、光ディスク等の媒体を含む）に複製する場合、同時期に複製するファイルは一つのみとし、当該記憶装置等の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置等への保存・複製をしないこと。
また、匿名要介護認定情報等の加工又は集計により作成した中間生成物及び最終生成物についても、匿名要介護認定情報等の取扱いに準ずるものとする。
- 5 本規約に違反した場合、本契約の解除の有無にかかわらず、本規約にしたがい貴省が定める措置が適用されることに合意すること。
- 6 利用期限終了日までに、提供された匿名要介護認定情報等を必ず返却・削除並びに複製データ、中間生成物及び最終生成物を削除すること。
- 7 提供を受けた匿名要介護認定情報等を利用した研究成果等は、公表すること。公表を行わなかったものは消去すること。
- 8 提供を受けた匿名要介護認定情報等については、中間生成物や最終生成物を含め、厚生労働省に公表物確認を行い、承認を得た後でなければ取扱者以外に見せないこと。
- 9 提供された匿名要介護認定情報等の利用により何らかの不利益を被ったとしても、厚生労働省の責任は一切問わないこと。
- 10 その他匿名要介護認定情報等の利用に際しては、厚生労働省の指示に従うこと。
- 11 匿名要介護認定情報等の利用にあたり、本規約に加えて厚生労働省が提供申出者に対し匿名要介護認定情報等の提供に関する承諾通知書において付加した以下の条件を遵守すること。

太字部分が、現行の関連箇所。

6. 利用規約の改定方針（案）

- 現行の利用規約において、すでに目的外利用に関する契約違反への対応が記載されている。
- 再発防止策を講じる目的で、以下の追記を加えるのはどうか。

匿名要介護認定情報等の提供に関する利用規約（下線部が改定(追記)箇所）

…(略)…

(契約に違反した場合の措置)

第15条 厚生労働省は、利用者若しくは取扱者が本契約に違反し、又は利用者若しくは取扱者に本契約の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、利用の停止を行い、本契約の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができる。また、利用者及び取扱者は、本契約の終了後であっても、以下の措置が適用されることに同意する。

- 一 利用者及び取扱者に対して、匿名要介護認定情報等の速やかな返却・消去並びに複製データ、中間生成物及び最終生成物の消去を行わせること。
- 二 別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること、利用者からの匿名要介護認定情報等の提供の申出を受け付けないこととすること、匿名要介護認定情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととすること並びに利用者及び取扱者の氏名を公表すること。
- 2 利用者及び取扱者は、本契約に違反して匿名要介護認定情報等の利用を行うことにより利益を得た場合には、厚生労働省の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、厚生労働省の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付する。
- 3 利用者及び取扱者が前項の違約金を厚生労働省の指定する期間内に支払わないときは、当該利用者及び取扱者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払う。
- 4 本契約に違反した者は、違反の発覚から原則3ヶ月以内に違反した理由と再発防止策を書面にまとめ、事務局に提出すること。

(参考) 利用規約の別表の改定方針 (案)

- 現行の措置要件⑥に「提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合」を追記する。

○匿名要介護認定情報等の提供に関する利用規約 別表

太字部分が、現行の関連箇所。

措置要件	措置内容
①特定の個人を識別するために、介保則第140条の72の8に基づく基準に従い削除された記述等若しくは匿名要介護認定情報等の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名要介護認定情報等を他の情報と照合を行った場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
②利用期間の最終日までに匿名要介護認定情報等の返却・消去並びに複製データ、中間生成物及び最終生成物の消去(以下「返却等」という。)を行わない場合	● 返却等を行う日までの間及び返却等を行った日から返却等を遅延した期間に相当する日数の間、匿名要介護認定情報等の提供禁止
③匿名要介護認定情報等を依頼書等の記載とは異なるセキュリティ要件の下で利用すること等により、セキュリティ上の危険に曝した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
④匿名要介護認定情報等を紛失した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑤匿名要介護認定情報等の内容を漏洩した場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑥事前に承諾された目的以外への利用を行った場合(あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合を含む)	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月又は無期限の利用停止・提供禁止
⑦公表物確認の承認を得ずに匿名要介護認定情報等を取扱者以外に閲覧させた場合	● 当該事実の認定をした日から、原則として1か月～12か月の利用停止・提供禁止
⑧その他、本規約に違反した場合又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行った場合	● 行為の態様によって上記①から⑦に準じた措置

7. 「データ追加」に関するガイドラインの改定方針（案）

- 現行のガイドラインに定型データセットのデータ項目の追加の変更申出を行う際のルールについて下記のように追記してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定（追記）箇所）

第9 提供後に提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総則

(1) 専門委員会の審査を要しない変更

(2) 専門委員会の審査を要する変更

(1) 以外の場合（あらかじめ承諾された公表形式を変更する場合を含む）は、再度審査を行う必要があるため、原則として、改めて提供申出書を提出すること。

① 利用目的、要件に影響を及ぼす変更の場合（承諾済みの申出内容から利用するデータ項目を追加する場合、又は研究対象集団の定義を変更する場合を含む。軽微な変更であっても申出をすること）

② 取扱者の追加の必要が生じた場合

③ 取扱者が交代する場合

④ 利用期間を延長する場合（(1)④の場合を除く）

⑤ 取扱者の所属機関の変更に伴い、提供申出者の追加の必要が生じた場合

…(略)…

厚生労働省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、第6の4に準じて当該申出の審査を行い、その承諾・不承諾について匿名要介護認定情報等の提供に関する承諾通知書（様式2-1）・匿名要介護認定情報等の提供に関する不承諾通知書（様式2-4）により利用者に通知する。なお、「①利用目的、要件に影響を及ぼす変更の場合」の変更のうち、データ項目の追加と研究対象集団の定義の変更については、委員長判断により、委員長決裁または書面開催を行うことも可能とし、通知書の決裁前に申出者に内示を連絡してもよいこととする。承諾の内示を受けた場合には直ちに利用を開始してよいものとする。

8. 「研究成果等の公表」に関するガイドラインの改定方針（案）

- ・ 現行のガイドラインに「研究成果等の公表」を行う際のルールとして下記のように追記してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定（追記）箇所）

第12 利用者による研究成果等の公表

1 研究の成果の公表

利用者は、匿名要介護認定情報等を利用して行った研究の成果を、提供申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表すること。また、公表前に、公表を予定する研究の成果（最終生成物を含む）について任意の様式で厚生労働省へ報告し、確認・承認を求めること（以下、「公表物確認」という）。定型データセットを用いて公表物を作成した際には、公表物確認の際に、別添8（データ項目の申出様式）と提供したデータから研究対象集団に絞り込む条件を記した説明資料（定型の様式）を提出すること。データ項目の追加や対象集団の定義に変更があった場合には関連箇所について下線で追記することとする。公表物確認を受けた厚生労働省は、当該研究の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか、個人情報保護の観点から2の「研究の成果の公表にあたっての留意点」の公表形式の基準を満たしているかを確認し、承認することとする。また、必要に応じて専門委員会の委員が確認を行うこととする。申出をしていない項目や集団を利用する場合には変更申出を行うこと。承諾前に利用した場合、契約違反となることに留意すること。ただし、公表する前までに変更申出を行うことで、契約違反に対する措置を免除または軽減することについての審査を行うことができるものとする。

項目の追加や対象集団の定義変更に関する変更申出を行っていても、承諾されていなければ公表できないため、変更が必要な場合には公表物の確認依頼よりも前に申出を行うこと。

当該公表に際して、利用者は、匿名要介護認定情報等を基に利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにすること。

9. 「提供申出手続」に関するガイドラインの改定方針（案）

- ・ 現行のガイドラインに「提供申出手続」として下記のように追記してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定（追記）箇所）

第5 匿名要介護認定情報等の提供申出手続

…（略）…

6 提供申出書の記載事項

…（略）…

(7) 匿名要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法

匿名要介護認定情報等を実際に利用する場所（日本国内に限る）、匿名要介護認定情報等を実際に利用する情報処理機器の管理状況及び環境並びに匿名要介護認定情報等の保管・管理方法を記載すること。

なお、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用場所又は保管場所が委託先となる場合は、その委託先における利用又は保管方法の内容を記載すること。

また、定型データセットの利用を希望する場合には、上記の保管・管理方法の記載とは別に、定型データセットの管理規程を提出すること。定型データセットには、申出よりも広範なデータが含まれているため、定型データセットの管理規程には、申出ていない項目や集団の利用を防ぐための適切な方策を記載すること。

10. 「審査基準」に関するガイドラインの改定方針（案）

- 現行のガイドラインの管理方法に関する「審査基準」について、「(4)匿名要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法」には6ページに渡り詳細な記載がある。
- このため、定型データセットの管理方法に関する記載は別項目として、記載してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定(追記)箇所）

第6 提供申出に対する審査

…(略)…

4 審査基準

…(略)…

(4)匿名要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法

…(略)…

(5)定型データセットを希望する場合の管理方法

定型データセットを希望する場合には、定型データセットの管理規程を提出すること。定型データセットの管理規程には、申出ていない項目や集団の利用を防ぐための適切な方策が記入されていること。

(6)データ分析の結果の公表の有無等

…(略)…

(16)その他必要な事項

(1)から(15)以外に、特に専門委員会が設定した審査事項がある場合には、その承認基準を満たしていること。

11. 「用語の定義」に関するガイドラインの改定方針（案）

- 現行のガイドラインに「用語の定義」として下記のように追記してはどうか。

匿名介護情報等の提供に関するガイドライン 改定案（下線部が改定（追記）箇所）

第2 用語の定義

…（略）…

13 特別抽出

本ガイドラインにおいて「特別抽出」とは、提供申出者の指定した抽出条件に従って匿名要介護認定情報等をデータベースから抽出することをいう。

14 集計表情報

本ガイドラインにおいて「集計表情報」とは、匿名要介護認定情報等について、提供申出者の指定した抽出条件及び集計条件に従って抽出したデータに対して一定の集計処理を加え集計表の形式で提供される情報のことをいう。

15 サンプルングデータセット

本ガイドラインにおいて「サンプルングデータセット」とは、予め一定程度の割合で抽出した匿名介護レセプト等情報に対して、さらに安全性に配慮した工夫を施した上で提供される情報のことをいう。

16 定型データセット

本ガイドラインにおいて「定型データセット」とは、匿名要介護認定情報等の全項目・全レコードを予め抽出した上で提供される情報のことをいう。

9. 定型データセットの提供スケジュール（案）

本専門委員会後、ただちに準備に着手し、夏頃の提供開始に向けて準備を進める。

時期	予定
2023年4月	ガイドライン改定版の公表
2023年4月	定型データセットの提供依頼申出の事前相談・受付の開始
2023年4月～夏頃	初回データ(サービス提供年月:2012年4月～2022年12月)の作成
2023年6月	専門委員会での定型データセットの申出の審査の開始
2023年夏頃	初回データの提供開始
2023年秋頃～翌年2月頃	2回目データ(サービス提供年月:2023年1月～6月)の作成
2024年2月頃	2回目データの提供開始
2023年4月～8月頃	3回目データ(サービス提供年月:2023年7月～12月)の作成
2024年8月頃	3回目データの提供開始
2024年秋頃～翌年2月頃	4回目データ(サービス提供年月:2024年1月～6月)の作成
2025年2月頃	4回目データの提供開始